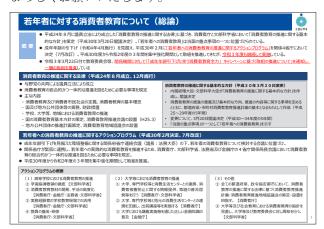
行政説明

成年年齢引き下げを見据えた若年者の消費者教育

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

松尾 雄樹

松尾:ご案内にあずかりました、松尾でございます。 よろしくお願いいたします。



上の資料をご覧いただければと思います。消費者教育自体は、以前からもあったわけですけれども、一定の盛り上がりを見せるのは、平成28年8月に議員立法により制定されました「消費者教育の推進に関する法律」これが制定されたことをきっかけとしております。

それを基にしまして、消費者庁と文部科学省において、消費者教育の推進に関する基本的な方針を作成しまして、これに基づき、若年者への消費者教育を当面の重点課題として位置付け、それに基づいて活動しているというところでございます。

「消費者教育の推進に関する法律」は、真ん中の資料を見ていただくとおり、与野党の共同による議員立法により成立したものです。消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定したもので、主な内容として消費者教育および消費者市民社会の定

義であるとか、消費者教育の基本理念などを定めたも のになっております。

民法が改正されまして、成年年齢の適用が18歳からに引き下げられますというところでございまして、それに基づいて3年間、若年者への消費者教育に関するアクションプログラムとして、重点的に取り組みを進めているところでございます。

本年度が、こちらのアクションプログラムの最後の年、成年年齢引き下げに関する重点的な取り組みの年度として位置付けられておりまして、さまざまな周知活動であるとか、啓発とか、そういうのを我々としては進めているところでございます。

アクションプログラムの概要については、こちらを ご覧いただければと思います。



こちらのキャンペーンに関して、アクションプログラムの中身がどういったことをやっているのかというところをまとめたものです。地方公共団体や大学に対

しても働きかけたり、あとは、関係団体への働きかけ、 イベント・メディアを通じた周知ということでやって いるところでございます。

コンテンツの充実・活用も進めておりまして、これに関するさまざまな資料を発信しているところでございまして、成年年齢が引き下げられますので、ちゃんとそれを理解した上で、正しく向上しましょうというところでやっているものでございます。



こちらは、指導要領の中身になっているところですけれども、もちろん昨今の動きを踏まえて、教育課程の中においても、中身を充実させましょうというところで、小学校、中学校、高校の家庭科というところで、あとは公民です、こちらの中で取り扱うようにというところで進めているところでございます。

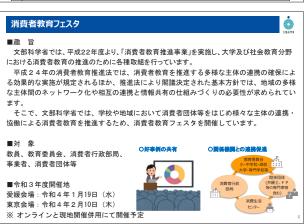
家庭科の履修学年に関する学習指導要領も一部改定 されておりまして、令和2年、3年の入学生について 取り扱う、履修させることということでやっておりま して、これらの内容について進めているところでござ います。

もちろん教育活動の中でやっているものですので、 単純に知ってもらうというだけではないと思います。 なので、伝えるということ自体は、確かにできること だとは思います。ですが、それをちゃんと理解して行 動するというのは、伝えた相手方、こちらの内面活動 のほうになってくると思いますので、我々としては、 どうしても伝えるということはできるかとは思います。 けれども、それをちゃんと身に付けて、自分の中で消 化し、ちゃんとそれを活用していくということ自体は、 これは伝えた相手方、つまり、学生であるとか、児童・ 生徒とか、そういったところの対処になってくるとは 思いますので、そういったところに関して、教員の方々 に非常にご協力いただきながら、その内容のことを伝 えていただいているというところでございます。



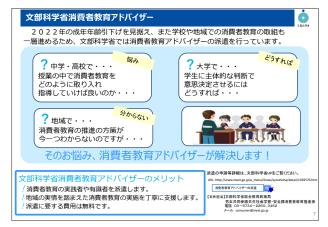
こちらは、学校教育における消費者教育の推進ということで、教員養成でありますとか、あとは免許講習の中でも、内容については扱うようにはしております。消費者庁のほうが開発している、次の資料でもお示しするのですが、「社会への扉」というところで、コンテンツを作成し、それについて実際にどういった形で伝えて、指導していくのかということ自体も、指導コンテンツとして載せておりまして、それが教育支援機構のウェブサイトに載せてございます。こちらも動画で簡単に編集されていますので、実際にどういった活動をしているのかということ自体は、合間の時間にご覧いただければというように思っているところでございます。





さまざまな消費者教育に関した活動を進めている中で、いくつかの手段がありまして、この「消費者教育フェ

スタ」まさに今、開催しているところでございますけれども、文部科学省では平成22年度より実施しているものでございまして、さまざまな活動団体の方たちにも協力いただき、連携を促し、情報提供をしていくというところで、実施しているところでございます。今年度について実施しているのは愛媛会場、そして、東京で全体会場として実施する予定でございます。



さまざまな活動を実施していく上で、どういった形で実施していけばいいのか、計画を立てればいいのかというところ自体、迷われている方々で活動を実際にされている方々もいらっしゃるかと思いますが、そういった方たちを支援する1つの取り組みとして、我々のほうでは消費者教育アドバイザー、こちらの派遣を促しているところでございます。どういった形で、地域で実施するのか、あるいは、どういった形で講義をやっていけばいいのかというように迷われた際は、ぜひこの制度を利用していただければというように考えているところでございます。

私のほうからの説明は、以上とさせていただきます。 すみません。お忙しいところ、ありがとうございました。